

四日市市告示第 2 5 1 号

四日市市基準該当サービス事業者及び基準該当支援事業者の登録等に必要な書類に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 9 日

四日市市長 森 智 広

四日市市基準該当サービス事業者及び基準該当支援事業者の登録等に必要な書類に関する要綱の一部を改正する要綱

四日市市基準該当サービス事業者及び基準該当支援事業者の登録等に必要な書類に関する要綱（平成 1 8 年四日市市告示第 1 2 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後

（登録申請の提出書類）

第 2 条 規則第 4 条の規定に基づく申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式の書類を添付するものとする。

(1) 登録申請書付表

介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式(令和 5 年厚生労働省告示第 3 3 1 号。以下「厚生労働大臣が定める様式」という。)に規定する付表第一号(八)、厚生労働大臣が定める様式に規定する付表第一号(九)、厚生労働大臣が定める様式に規定する付表第一号(十)

(2) (略)

別表(第 2 条関係)

基準該当サービス事業者登録申請に係る添付書類一覧

番号	添付書類
1	登記事項証明書又は条例等
2	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表
3	平面図
4	設備・備品等一覧表
5	運営規程
6	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
7	協力医療機関(協力歯科医療機関)との契約の内容

8	誓約書
9	その他登録に関し市長が必要と認める事項を証する書類

改正前

(登録申請の提出書類)

第2条 規則第4条の規定に基づく申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式の書類を添付するものとする。

(1) 登録申請書付表

基準該当短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所の登録に係る記載事項(単独型)(付表1-1)、基準該当短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所の登録に係る記載事項(空床利用型・併設事業所型)(付表1-2)、基準該当短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所の登録に係る記載事項(本体が特別養護老人ホーム以外の場合の併設事業所型)(付表1-3)

(2) (略)

別表(第2条関係)

基準該当サービス事業者登録申請に係る添付書類一覧

番号	添付書類
1	申請者の登記事項証明書又は条例等
2	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
3	事業所の平面図
4	居室面積等一覧表
5	設備・備品等一覧表
6	運営規程
7	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
8	事業展開に係る計画書
9	協力医療機関(協力歯科医療機関)との契約の内容
10	特例サービス費の請求に関する事項
11	介護保険法に定められた違反要件等に該当しないことを誓約する書面
12	その他登録に関し市長が必要と認める事項を証する書類

付表 1 - 1 から付表 1 - 3 までを削る。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。